

## 第20回勝山市生活交通地域協議会（書面開催）

（令和3年度 第3回）

（期 間）

令和3年8月11日から8月20日まで

### 次 第

#### 1. 議題

##### （1）「勝山市地域公共交通計画」策定の目的とスケジュール

勝山市にとって望ましい公共交通ネットワークのすがたを明らかにし、まちづくりなどの関連分野と連携しつつ、面的なネットワークの形成に係る事業をまとめることを目的としている。

今後のスケジュールとしては、

|      |     |     |                            |
|------|-----|-----|----------------------------|
| 令和3年 | 9月  | ・・・ | アンケート調査の実施                 |
|      | 10月 | ・・・ | アンケート調査結果及び地域公共交通の課題について協議 |
|      | 11月 | ・・・ | 基本方針、数値目標等の協議              |
|      | 12月 | ・・・ | 基本方針、数値目標、施策・事業等を協議        |
| 令和4年 | 1月  | ・・・ | パブリックコメントの実施               |
|      | 2月  | ・・・ | パブリックコメントの結果を反映した計画書の承認    |

##### （2）市民アンケート調査について

市民の日常生活における移動や公共交通利用の状況、コミュニティバスの満足度、公的資金の投入に関する意見等について、広く市民の意向を把握するためのアンケート調査を実施する。

アンケート内容については、別添のとおり。

## ■「勝山市地域公共交通計画」の概要

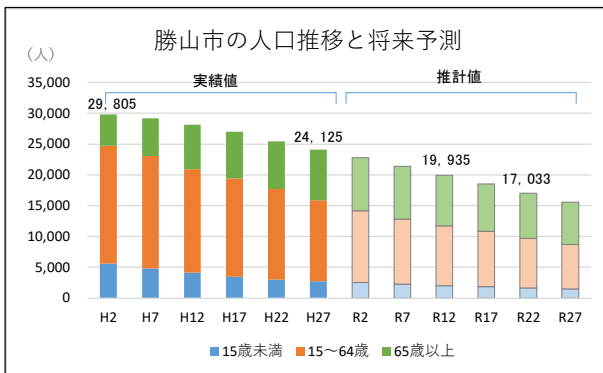
### (1) 計画策定の目的

勝山市は、人口減少、少子高齢化が進展しており、今後もその傾向は続くものとされています。市民の日常生活における移動環境は、クルマ中心であり、高齢になっても免許を手放せない市民も多い状況です。過度なクルマ依存は、鉄道、バス、タクシーによって構成される公共交通のサービス水準の低下を招き、さらなるクルマ依存の環境になっています。

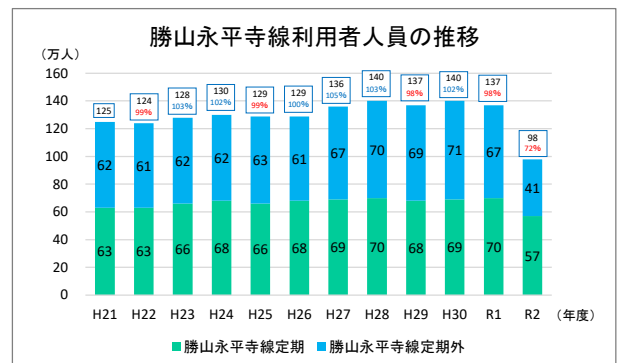
このため、クルマを利用しない（できない）市民にとっては、日常生活に十分な移動サービスが提供できていない状況が生じています。

このような状況を踏まえ、市民の誰もが移動に不安がない生活ができる環境づくりに向け、持続可能な地域公共交通ネットワークを構築し、移動サービスの提供の確保に資する取り組みを推進する必要があります。

本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、本市のまちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成と地域の多様な輸送資源を加えた移動手段確保の取り組みをまとめるものです。

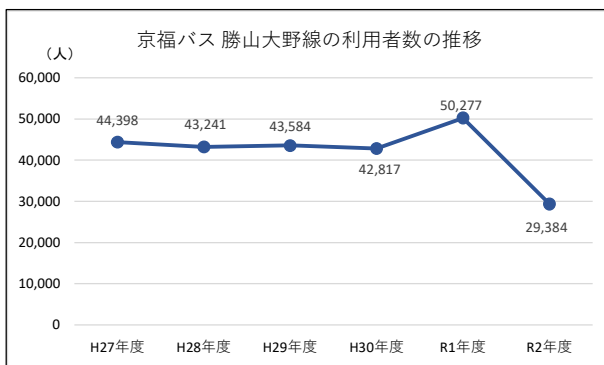


推計値：国立社会保障・人口問題研究所

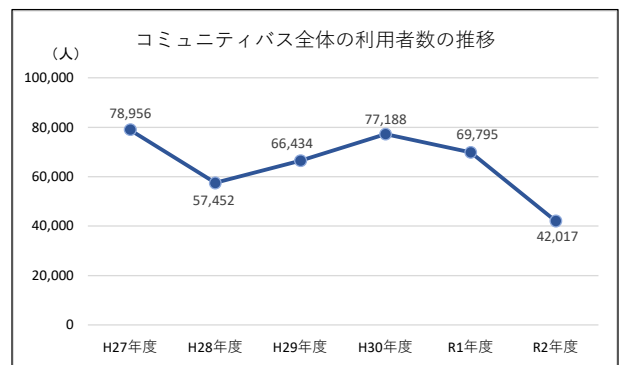


### ■勝山市の人口推移と将来予測

### ■えちぜん鉄道 勝山永平寺線の利用者数の推移



### ■京福バス 勝山大野線の利用者数の推移



### ■勝山市コミュニティバスの利用者数の推移

## (2) 地域公共交通計画の概要

- ・「地域公共交通計画」に記載する内容は、以下のとおりです。

### 【記載事項】

- ① 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 計画の区域
- ③ 計画期間
- ④ 計画の目標（数値指標と目標値）
- ⑤ 計画の目標を達成するために行う事業・実施主体
- ⑥ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### 【記載に努める事項】

- ① 計画に定められた目標を達成するために行う事業に必要な資金の確保に関する事項
- ② 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
- ③ 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
- ④ ①～③のほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

- ・ ①**基本的な方針**では、本市の地域公共交通やまちづくりに関する現況や課題を踏まえ、地域公共交通の役割として、市民の日常生活における移動や本市を訪れる観光・ビジネス交通を支える旅客サービスの維持、確保について、えちぜん鉄道をはじめ京福バスやコミュニティバス、タクシー等に関する方針を設定します。  
また、公共交通だけでなく、必要に応じて自家用有償旅客運送や福祉、医療関連の移動サービス、スクールバス等の地域の各種輸送資源を総動員するものとします。
- ・ ②**計画の区域**は、勝山市全域を対象とし、一部隣接する大野市、永平寺町との連絡を含むものとします。
- ・ ③**計画の期間**は、5年を基本とし、計画策定後PDCAによる計画の評価・検証、見直しを継続的に進めます。
- ・ ④**計画の目標**は、①基本的な方針の達成状況の評価する数値目標を設定します。  
標準的な指標としては、「公共交通の利用者数」や「公共交通の運営状況（収支）」、「公共交通への公的資金の投入額」などがあります。
- ・ ⑤**計画の目標を達成するために行う事業・実施主体**は、計画の目標（数値指標）を達成するための施策や事業とその実施主体を設定します。  
計画期間の5年間に公共交通に携わるすべての関係者が行うことを記載します。
- ・ ⑥**計画の達成状況の評価に関する事項**は、計画の推進組織である本協議会が毎年行う施策・事業の実施状況と数値目標の達成状況の評価の方法について記載します。

(3) 策定スケジュール

| 協議会  |               | 内 容   | 備 考 |
|------|---------------|---|-----|
| 8 月  | 第 1 回         | ○計画策定の目的、スケジュール、アンケート調査内容   |     |
| 9 月  |               | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査の実施</li> <li>・アンケート調査結果の集計・解析</li> </ul> </div> |     |
| 10 月 | 第 2 回<br>(中旬) | ○アンケート調査結果、地域公共交通の課題  |     |
| 11 月 | 第 3 回<br>(下旬) | ○基本方針、数値目標  |     |
| 12 月 | 第 4 回<br>(下旬) | ○基本方針、数値目標、施策・事業、推進体制（素案）   |     |
| 1 月  |               | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの実施</li> <li>・計画への反映</li> </ul> </div>        |     |
| 2 月  | 第 5 回         | ・パブリックコメントの結果を反映した計画書（案）により計画の承認  |     |
| 3 月  |               | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画書のとりまとめ</li> </ul> </div>                            |     |

## ■アンケート調査（市民意識調査）

### （1）アンケート調査の目的

本計画では、市民の日常生活における移動や公共交通利用の状況、コミュニティバスの満足度、公的資金の投入に関する意見等について、広く市民の意向を把握するため、アンケート調査を実施します。

### （2）アンケート調査の内容

#### ●市民アンケート

対 象：13 歳以上の市民を対象に 3,000 人を無作為に抽出

実施方法：郵送により配布・回収（配布：9 月初め、回収：9 月 17 日）

Web 方式を併用

- 設問内容：
- ・属性（年代、職業、居住地区、家族構成、運転免許の保有状況、利用可能な交通手段、最寄りバス停と自宅からの距離）
  - ・日常生活の外出行動（通勤・通学、通院、買い物、その他）別の目的地、利用交通手段、出発・帰宅時間（通勤・通学のみ）、移動の不便さ）
  - ・えちぜん鉄道の利用状況（目的、利用頻度、利用駅、駅までの交通手段：コロナ禍前と現在）、満足度
  - ・コミュニティバスの利用状況（利用路線、目的、利用頻度）、満足度
  - ・タクシーの利用状況（目的、利用時間帯、利用頻度）、満足度
  - ・公共交通への公的資金の投入とサービス水準について
  - ・[65 歳以上限定]免許返納意向
  - ・公共交通の維持・継続、利用促進に関する自由意見